

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年11月21日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男  
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子  
議員 小池 正夫 議員 石川 義光  
議員 關 守 議員 富山 豪  
議員 花島 進 議員 寺門 厚  
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一  
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光  
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男  
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄  
企画部長 渡邊 荘一 政策企画課長 篠原 広明  
政策企画課長補佐 宇佐美智也 総務部長 玉川 一雄  
市民生活部長 平野 敦史 環境課長 綿引 稔  
環境課長補佐 荻津 厚緒 保健福祉部長 生田目奈若子  
こども課長 萩野谷 真 こども課長補佐 水野 厚子

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告  
・令和5年第4回定例会について  
…委員長報告のとおりとする
- (2) 那珂 I C 周辺地域に係る産業用地開発の進捗状況について  
…執行部より説明あり
- (3) プラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化（再商品化）について  
…執行部より説明あり
- (4) 公立学童保育事業の運営委託について  
…執行部より説明あり
- (5) 委員長報告  
・教育厚生常任委員会

- ・広報編集委員会
- ・ICT推進検討会

…委員長報告のとおりとする

(6) その他

- ・JT-60SA運転開始記念式典について

…事務局より説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、会議のほうを始めさせていただきます。

本日は、3密をできるだけ避けるために机の間隔を空けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

第4回定例会前の全員協議会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

ちょっと風邪とか新型コロナウイルス感染症が少し、いろいろはやっていますので、体に十分ご注意くださいと思います。

今日は、会議事件はその他含めて6件でございますので、慎重な上にもスムーズなご審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、副市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

全員協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、皆さんご承知のとおりでございますけれども、先崎市長が先日17日、イ

ンフルエンザに感染いたしましたして、本日欠席となっております。議員の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけしまして、おわびを申し上げたいと思います。現在、自宅療養中ということですが、熱のほうも36度台ということで、本人至って元気な状況でございます。電話、メール等で職員との連絡体制をしっかりとって、市政運営に支障を来さないよう対応しているところでございます。

次に、先週18日でございますが、中央公民館で那珂市表彰式典を開催し、議員の皆様には、お忙しい中ご列席いただきまして、誠にありがとうございました。この中におきまして、市議会議員を12年以上勤められ、市政発展に多大なるご尽力を賜りました古川議員が自治功労表彰を受賞されました。古川議員におかれましては、引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、この市の表彰におきましては、各分野において著しい功績を上げた方を対象に、新たな表彰区分としまして特別奨励表彰を設けたところでございます。第1回目となる今回は2名の方と1団体が該当したところであり、今後も市民に明るい話題を提供し、これからの活躍が期待される方を積極的に表彰してまいりたいと考えております。

本日の全員協議会でございますが、那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発の進捗状況についてをはじめ、全3件についてご説明をさせていただきます。ご協議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、ご報告をいたします。

先ほど、議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和5年第4回定例会についてなどを審議いたしました。本日の議会運営委員会、全員協議会、共通の資料をご覧ください。

提出予定議案は、一覧をご覧のとおり、報告が2件、条例の一部改正や補正予算などの議案が17件、その他が4件であります。いずれも第4回定例会中に上程し、資料3ページの委員会付託表（案）のとおり各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。また、資料2ページにありますとおり、本日の全員協議会での協議、報告案件は3件であります。

次に、請願・陳情でございますが、今回、陳情が1件提出されました。申合せ内規に基づき、取扱いについては資料5ページの請願・陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。6ページから写しを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

一般質問は、11名の議員から通告がございました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の9ページから通告順に記載をしております。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第4回定例会に

においては、一般質問の日程を2日間とし、11月30日、原田議員から古川までの8名、12月1日、花島議員から木野議員までの3名で実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は、別紙のとおり、11月28日から12月15日までの18日間とすべきものと決定をいたしました。議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いをいたします。

また、13ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり、重複している内容がございます。該当する方は、申合せ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

続きまして、茨城県市議会議長会主催の第2回議員研修会の開催についてとなります。

第2回議員研修会が来年2月16日に開催予定であります。今回は、那珂市議会議員一般選挙の前々日であり、出席が難しいことから、出席を見合わせることにいたします。

以上、ご報告いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時09分）

再開（午前10時09分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂 I C 周辺地域に係る産業用地開発の進捗状況について、執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、全員協議会資料の1をお開き願います。

那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発の進捗状況についてをご説明いたします。

那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発につきましては、早期実現を目指し、地権者への意向調査や企業へのアンケート、開発エリアの検討等を進めているところでございますが、企業への需要調査、サウンディング調査の結果及び地権者への説明の進捗状況につきまして、ご報告をするものでございます。

まず、1、これまでの経過でございます。

資料に記載しましたとおり、3月15日の全員協議会において那珂インターチェンジ周辺地域の企業ニーズがどれくらいあるのかということ把握するための企業需要調査を行っていくことについて説明をさせていただきました。その企業需要調査のうち、企業へのアンケート調査を5月2日から31日にかけて行いまして、6月15日の全員協議会では、その企業需要アンケート調査の結果報告及び地権者への意向調査を進めていくことについて説明をさせていただきました。これは、アンケート調査で企業から一定の進出意向が確認できたため、対象エリアの地権者を対象に、開発に賛同していただけるかどうかを把握するための地権者説明会を行っていくことなどについてご説明をさせていただきました。地権者説明会は、7月1日と2日に計3回開催するとともに、地権者の意向確認の調査を進め、7月25日の全員協議会では地権者の意向調査の状況報告としまして、地権者の皆様から反対の意見はなく、多くの前向きなご回答をいただいていることをご報告いたしました。その後、8月7日から9月5日にかけて企業へのサウンディング調査、聞き取り調査を行いまして、具体的に進出意向があるかどうか確認をいたしまして、その内容が次の2、企業需要調査、サウンディング調査の結果となります。

企業へのアンケート調査は、1,000社に送付したところ85社から回答があり、そのうち那珂インターチェンジ周辺地域が候補地となると回答があったのが14社、そのうちサウンディング調査、個別聞き取りに応じていただける企業が4社でございました。

②サウンディング調査は、その4社に委託業者の依頼による企業6社を加えました計10社を対象にサウンディング調査を実施いたしました。10社の内訳は、運送業2社、製造業2社のほか、記載のとおりとなっております。具体的なサウンディング調査結果としましては、残念ながら具体的に進出する、進出を検討するという回答を得ることはできませんでした。サウンディング調査の中での主な意見をご紹介しますと、インターチェンジがある点は魅力、物流のニーズはある、本社と近隣地なので魅力を感じるといった前向きなご意見や、那珂市のイメージが薄い、公共交通機関が不便といったデメリットともいえる内容、また人材確保のフォローを望む、即立地可能な状態を望む、近くにコンビニが欲しい、資金的な支援や税制優遇措置の充実を望むなどの条件的な要望もいただいているところでございます。

次に、3の地権者への対応でございます。

地権者の皆様には、7月1日、2日の説明会や開発への意向調査の際に産業用地開発については早期実現に向けて検討を進めていくということを説明してきたところでございます。現状では、先ほどのサウンディング調査の結果など、現時点で具体的な企業の進出意向が把握できない状況となっております。したがって、地権者の皆様に対しましては、現在の進捗状況として、開発に向けて多くの地権者の方から前向きな回答をいただいたという意向調査の結果、それと、今後のスケジュールは示せないものの、産業用地の開発に向けて、引き続き検討を進めていくことにつきまして、可能な限

り個別にご説明をしているところでございます。個別説明の進捗状況としましては、10月23日から実施をしてございまして、11月14日時点で地権者77件のうち61件に説明済みとなっておりまして、昨日11月20日現在では72件の地権者への説明を終えているところでございます。説明に際して、地権者からは今後の具体的なスケジュールが示せないことなどについてご理解をいただいております、反対する意見もないという状況でございます。

続きまして、4の企業需要の把握でございます。

産業用地開発にあたっては、企業の立地動向を把握し、那珂インターチェンジ周辺地域とマッチングさせること、進出する企業を見つけていくことが最重要であると考えてございます。そのために、以下の活動によって企業の把握と進出への働きかけを行ってまいります。

1つは、茨城県の企業誘致を担っております茨城県立地推進部立地推進東京統括本部等との連携を行ってまいります。これについては、11月6日に大手町にある東京統括本部に赴きまして情報交換等を行ってまいりましたが、協力体制の下、引き続き情報の共有を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、金融機関との情報交換でございます。地元金融機関はもとより、金融機関の協力体制にある都市銀行をご紹介いただき、情報交換を行ってございます。これについても継続的に行ってまいりたいと考えております。

さらに、不動産開発事業者、デベロッパーや総合建築企業、ゼネコンとの情報交換を行ってまいります。他市町村の事例において、大型開発を担う企業との情報交換を行うことで情報の収集を進めていきたいというふうに考えてございます。

これらの関係者との情報交換、意見交換では、産業用地として売り込むためのより詳細な情報を収集すること、那珂市を知ってもらうための情報を発信すること、開発を取りまとめるキーとなる企業を見つけることなど、様々なノウハウや知見を得ることができましたので、これらの内容を駆使していくとともに、さらに様々な関係者と情報交換等を行ってまいりまして、進出企業の獲得に注力してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回の産業用地を検討する中で、約25ヘクタールの一団の土地の地権者の皆さんが開発に理解されていること、産業用地開発に期待する声を多くいただけたことは大きな収穫であると捉えてございます。市政の発展と地権者の皆様の期待に応えるためにも、産業用地の早期実現に向けて、進出企業の把握と働きかけを行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 これ、アンケート調査をやって、今度は企業需要調査をやって、次は何をやる予定

ですか。

政策企画課長 企業を見つけていくということにつきまして、まず企業需要調査ということでアンケート調査を行って、その後聞き取り調査を行ったということになっております。今後ということをございますけれども、最後に申し上げましたとおり、県の立地推進本部であったり金融機関、デベロッパーなど、そういったところと話しをしまして情報交換等していきまして、可能な限り情報を集めて、進出企業の把握、それと働きかけを行っていききたいというところをございます。

笹島議員 企業需要の把握ということで、いろんなどころに企業誘致を働きかけていく、これ時間かかりますよね。そうすると、サウンディング調査で何社か話に乗ってくるということで、これの具体的な交渉まではまだ行かないんでしょう。

政策企画課長 サウンディング調査につきましては、聞き取り調査ですけれども、10社行ったところをございますが、その中で具体的に進出するであったり、進出を検討するというご回答をいただけなかったということをございますので、そういった企業を今後なるべく早期に見つけて、産業用地の早期実現を図っていききたいというふうにございます。

笹島議員 これは、1つはそういうふうにして時間かかるものもやらないといけない。あと、もう一つは絞り込みもしていかなきゃいけない。それから、企業ですからいろんなどころにやっぱり候補地を見つけていって探していると思うんです。要するに、一種の条件闘争になりますよね。ここだけじゃないですから、より条件がいいところ、税制措置、資金的援助、いろんなものがあるところ、向こうも企業ですから、その競争になりますよね。そういうことも加味していますんで、やっぱり1つでも2つでも具体的なあれしていかないと次の整備計画までいかないですよ。地権者の方は、これは置いておいて、見つからないことには先へ進まないですもんね。これ、1年、2年、3年、4年もかかってしまうケースもあると思うんですけれども、どのように早く具体的に自分のほうで、那珂市として、ほかの銀行とか県のほうに任せるのも結構で、那珂市として自分でどのような展開をしていくのかという、そういうことは考えていらっしゃいますか。

政策企画課長 現時点で東京の、大手町にあります東京統括本部のほうで情報交換をした中で1つ例として申し上げますと、首都圏から企業を呼び込むということについては、やはり距離的な部分で県南、県西のほうに分があるということもありまして、なかなか県北地域、那珂インターチェンジ周辺にすぐどうこうというところはなかなか難しいだろうというお話はいただいておりますけれども、その中でも茨城港、日立港、常陸那珂港、あと大洗港ですか、その茨城港を活用した物流系であったりですか、あとは東北、福島県から北の部分、そういったところからの企業誘致も考えてもいいんじゃないでしょうかというアドバイスもいただいておりますので、その部分をしっかりと情報収集いたしまして、企業へのアプローチをかけていききたいと。優良な企業がある場合には、市長

のトップセールスも視野に入れまして、働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

笹島議員 確かに、首都圏の企業は50キロメートル圏内が限界だと思うんです。要するに、圏央道まで。それ以降も、ここ100キロメートル超えていますから、そこまでというやっぱり常陸那珂港の関連しているところ、福島県とか、粒は小さいですけども、もう地道に見つけるほかない。でも、首都圏のほうから持ってくる場合は、先ほど言った条件闘争、諸条件がいいところ、もう思い切ったことやっていかないと絶対来ないです。ですから、それは那珂市として考えないと。同じことやっていたら絶対来ません。首都圏のほうは50キロメートルで止まっちゃいますから。向こうは土地が高いです。こっちは土地が安い。それと、向こうのほうは税制優遇というのは、多分茨城県ですから同じじゃないですか、どこも。でも、何か思い切ったことやらなければ絶対来ませんよね。そういうことを本当に真剣に考えているのかお聞きします。

政策企画課長 現在、電源立地地域であるということの補助金であったりとか、議員おっしゃったような固定資産税の減免措置という部分についてございます。あと、雇用奨励補助金といいまして、人を雇用した場合に補助金を出すというような制度設計を今市のほうで行っているところでございますが、それに加えまして、より効果的なそういう緩和措置といいますか、そういったものがあるかどうか、今後よく調査、研究をしていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

寺門勲議員 担当の部署の方には大変ご苦勞をかけているかと思いますが、地元の方からは、大変今回この産業用地の開発について期待が高まっております。また、地権者からも反対がなく、ほぼ皆様方からご理解をいただいているということでございますので、ぜひ、企業の中には進出を検討したいという会社もおるようでございますので、ぜひ粘り強く今後も対応していただければと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 ちょっと確認ですが、このサウンディング調査は、企業はどこら辺りの範囲の企業に郵送というか、調査をかけたんですか。

政策企画課長 まず、常磐自動車道沿線を中心に茨城県内、茨城県外も含めて1,000社ということでアンケート調査をまずは行いました。

遠藤議員 今、やっぱり誘致するというふうにあたっては首都圏というか東京方面のほうから進出してくることを期待しているということあると思いますが、東京のほうから来るとやっぱり県南、県西のどうしても地の利があるということが考えられますから、先ほどちょっと出ていましたけれども、少し目をいろんなところに向けて、出ていましたけれ



ども、いってみれば福島県、あそこらというのは多分東京に出てきたくてもなかなか距離に負けてしまうところがあるかもしれないんですが、ちょうど水戸市に入る手前辺りで、場合によっては可能性があるかな。場合によっては、あとは北関東道を通れば栃木県、群馬県、そこら辺りの呼び込みも含めて、那珂市、どうしても東京からの考えだとやっぱり遠いというところあるかもしれないけれども、場合によっては、東北から見ると首都圏への足がかりみたいな位置づけもあると思います。場合によっては、例えば常磐線沿線は高速道路が通っていますけれども、国道118号沿いをずっと行くと大子町、もしくは埴町、そこら辺りなんて高速道路がなかなかないですから、場合によってはそういったところに出てきたい、そういったところへ物流の拠点を那珂インターチェンジ辺りに持ってくる、そういうニーズは場合によってはあるかもしれないですよ。だから、少し幅広で、いろんな方面から那珂市の優位性というものを感じていただけるような仕掛けも大事だろうというふうに思いますが、そこらについてはどうでしょうか。

政策企画課長 ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、茨城県の立地推進本部のほうからもそういったご意見等いただいております。首都圏にこだわらず、東北方面にもちょっと目を向けまして、内部でもちょっと調整はしているところでございますが、なかなか県に直接言っても企業を紹介してくれるということはないでしょうから、銀行をたどってですとか、そういった形でいろいろな情報収集をしていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

遠藤議員 ぜひお願いします。県のプロジェクトは、やっぱりあくまでも市主体で頑張っていて、それに県が協力するというスタンスであると思いますので、何とか頑張ってもらえればと思いますので、お願いします。

以上です。

議長 ほかに。

花島議員 すぐには立地できないということだと聞いていますが、それで、地目の変更とか、そういうタイミングというのは具体的な立地の提案があって、進出したいという企業があってからになるんでしょうか。それで、そうなるのであればそれまでの地権者の税負担というのは今までと変わらないというふうに考えてよろしいですか。

政策企画課長 議員がおっしゃるとおり、地目の変更につきましては進出企業が具体的に決まらして、開発の計画、そういったものがしっかりと許認可を受けまして、その後からということになりますので、現状、今の地権者のほうの地目が変わったりですとか固定資産税が変わったりとかということは今のところございません。

花島議員 先ほどのほかの議員の方の質問にもあったんですが、県の那珂市のこの場所への立地に対する有効性というのか評価はどんなふうになっているんでしょうか。首都圏からの誘致に関しては県南、県西が有利だという話はさっき言っていると聞きましたが、そのほかに何かありますでしょうか。

政策企画課長 近隣で申し上げますと、那珂市でそういう産業用地の動きをしているところでございますけれども、県としましてはひたちなか地区、そちらを今具体的に進めているというところもございます。立地的には、ひたちなか市はちょっと海に近いという利点はあるかもしれませんが、首都圏からということで考えますと、特に距離的な部分は相違はないのかなというふうに考えておりますし、那珂インターチェンジだからといって企業が全くないということではないというふうなことで評価を受けているというふうに感じております。

花島議員 これは意見なんですけど、多分ちょっと時間かかると思います。担当課だけの話ではないんですけど、那珂市の魅力を、今ある魅力を見つけていくというのも大事だけれども、つくっていくのも大事だと思うんです。そういう点では、那珂市でどういう労働力が得られるかというのは非常に大きな要素だと思っているんで、ぜひ、教育長もいらっしゃいますが、長い目を見て、いい人材をつくっていくということも含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

寺門厚議員 1点だけちょっとお伺ひしたいんですけど、市長のトップセールスということで考えておられるということと言われておりましたけれども、今まではどういうところを回っていらっしゃいますか。

政策企画課長 今企業名を具体的に言うのはなかなか難しいと思うんですけど、運送業の事業者のほうには、今回の動きの中の一つとしては行ってご挨拶をさせていただいているというところはございます。

寺門厚議員 当然、企業もそうですけれども、茨城県、知事はじめ、現在のところ常陸那珂港の開発も含めて、どうもひたちなか市が重点地区ということで開発をされているようなんで、やはり那珂市含めて県北に目を向けさせるには、知事へのトップセールスも当然ですし、担当課であります県の地方課、こちらが那珂市担当という専任はいらっしゃらないようなんですけれども、ひたちなか市には専任の担当がついておりますし、こちらとの連携もぜひやっていただきたいです。というのは、前回からもこの産業団地の開発って県のプロジェクトを利用してという話になっておりましたけれども、いかんせんインフラ整備はやらないと、出てくる企業がやるんですよという、そういう開発のやり方では到底来ませんので、そこをもう一度よく考えていただきたい。那珂市としても、一緒に県の地方課と連携して、どうやったらこうやるかということをよく練って事業をつくって、来れるようにやっていただきたいなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

政策企画課長 茨城県のほうとの連携ということでございますけれども、主に我々が話をさせていただいているのが立地整備課というところでございます。立地整備課の母体となっ

ている企業誘致等を担当しているのが東京の統括本部ということでございまして、そういったところも合わせて、今後も県とは連携を図っていきたいということでございます。ひたちなか地区が重点ということで今動いているという話だとは思いますが、それに負けないように、那珂市としても優位性を示しまして、県と連携を図って企業誘致を図っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

寺門厚議員 ぜひよろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時36分）

議長 再開いたします。

続きまして、プラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化（再商品化）について、執行部より説明願います。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、プラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化（再商品化）についてをご覧ください。

説明させていただきます。

本市における廃棄物処理の大きな課題は、ごみ排出量の減量化と資源化率の向上でした。本市、常陸大宮市及び大宮地方環境整備組合では、ごみ焼却施設の大規模改修工事、基幹改良工事を予定しており、令和6年度より事業に着手する予定です。このごみ処理施設基幹改良工事を含む整備に活用する国の循環型社会形成推進交付金等は、プラスチック資源循環法におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化が交付の要件にもなっています。これを機に検討を重ねた結果、市として、下記のとおりプラスチック廃棄物の分別収集及び再資源化（再商品化）に取り組むこととしたので、報告するものでございます。

1といたしまして、プラスチック廃棄物の分別収集についてでございます。

令和8年度から本格化するごみ焼却施設大規模改修工事に伴い、ごみの排出抑制とプラスチックの分別収集に市と市民が一体となって積極的に取り組みます。まずは、容器包装プラスチックの分別収集から始めることとし、その後、製品プラスチックの収集へと広がっていきます。

2といたしまして、プラスチック廃棄物の再資源化についてでございます。

収集したプラスチック廃棄物は、大宮地方環境整備組合に建設する中間処理施設で選別等をした後に日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す方法を取ります。

3といたしまして、プラスチック廃棄物中間処理施設の建設についてでございます。  
整備スケジュールでございます。

工期は、令和8年度から令和10年度までとし、令和11年度の稼働を予定しております。  
事業費は、概算で9億2,000万円でございます。財源は、交付金と起債と自治体負担の一般財源でございます。

4、今後のスケジュールでございます。

令和6年度から市民への周知を始めまして、令和8年度から容器包装プラスチックの分別収集を開始いたします。その後、令和11年度から製品プラスチックの分別収集を開始いたします。

続きまして、次のページ、2ページをご覧ください。

先月23日に大宮地方環境整備組合の議会全員協議会にて配布されました資料につきまして、9ページまで、抜粋ではございますが、説明させていただきます。

2ページ中段になります。

1、背景と目的でございます。

プラスチック廃棄物を取り巻く状況は年々厳しくなっており、地球温暖化対策の幅広い課題に対応する必要があります。プラスチック類のリサイクルの実施にあたっては、環境負荷がかからない方法、費用がかからない方法等とすることで資源としての有効活用を図っていくため、プラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化を行うものでございます。

下段になります。

2といたしまして、プラスチック廃棄物処理の状況でございます。

本市と常陸大宮市では、ペットボトルや発泡スチロール、白色トレイを含む容器包装プラスチックを除き、プラスチック類については主に燃やすごみとしてステーション回収し、環境センターで焼却処理を行っております。

次のページ、3ページをご覧ください。

3といたしまして、プラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化の課題等についてでございます。

プラスチック廃棄物は、比重が小さく、一度で多量に運搬することが困難であることから、運搬効率が悪いという特徴があり、これまで分別収集が進まなかった一因と考えられております。

中段になります。線で囲まれた部分でございます。

プラスチック廃棄物の分別収集、リサイクルのメリットとデメリットになります。

1つ目の丸印、環境、資源循環性のメリットといたしましては、原料等に利用することができますので、廃プラスチックをプラスチック製品の原料として再利用するマテリアルリサイクルや廃プラスチックを科学的に分解して化学製品の原料として再利用するケ

ミカルリサイクルができるということでございます。

また、可燃ごみの減量化ができます。焼却しているプラスチックを資源化できれば二酸化炭素の排出量を大きく削減でき、最終処分量を削減できる等のメリットがございます。

また、デメリットといたしましては、分別収集することにより収集回数が増加するため、運搬車両から排出される排気ガスやCO<sub>2</sub>の排出量が若干増加するかと思われま

す。2つ目の丸印、経済的なメリットでございますが、可燃ごみの処理費用を削減できるということが上げられます。デメリットといたしましては、収集運搬や中間処理、再資源化の費用が増加するということが上げられます。

こうした課題等を踏まえまして、下段になります。

#### 4、プラスチック廃棄物分別収集について。

(1) プラスチック廃棄物分別収集の方法でございます。

容器包装プラスチックと硬質製品プラスチックを同時に集める一括収集と、それらを別々に集める分別収集の2つのケースを検討したところでございます。

下の図をご覧ください。

ケース1としまして、一括収集の場合でございます。一括収集した場合、集めてきたものを中間処理に送りますが、そこで再度選別作業が必要となり、選別した容器包装プラスチックは破袋機にかけて、製品プラスチックは破砕機にかけて、最終的にそれを混ぜて圧縮梱包するという作業になります。

続きまして、ケース2といたしまして、分別収集した場合でございます。分別収集した場合は、中間処理においては、そのまま容器包装プラスチックは破袋機にかけて処理をし、製品プラスチックについては破砕機にかけて細かく砕いて、合わせて圧縮梱包するという2つのケースを想定したところでございます。

次のページ、4ページをご覧ください。

分別収集方法の検討結果でございます。

ケース1では、国や県では容器包装プラスチックを分別していない市町村は容器包装プラスチックを含めた製品プラスチックの一括収集を推奨しております。しかしながら、その場合には中間処理のときに再度分別する作業が生じ、非効率であり、また分別するための費用が発生いたします。

続きまして、ケース2の場合でございます。

分別収集した場合、製品プラスチックにつきましては破砕工程が別途必要になることから、破砕機に既に分別されている容器包装プラスチックと混ぜて中間処理したほうが効率的であると考えられます。

以上のことから、線で囲まれた部分になります。

プラスチック廃棄物の分別収集につきましては、容器包装プラスチックと製品プラスチックを別々に集める分別収集といたします。分別収集の方法は、容器包装プラスチック

は週1回程度、製品プラスチックは月1回程度のステーション収集としたいと考えております。

下段になります。

令和8年度より本格化するごみ焼却施設の大規模改修工事に伴うごみ外部排出量の抑制、加えて、環境に対する住民の意識を高め、市と住民が一体となって積極的にプラスチック分別収集に取り組むため、本格運用は令和11年度になりますが、まずは容器包装プラスチックの分別収集から始め、市民の関心を高めるとともに、あわせて製品プラスチック回収に向けた品目の選定について進めてまいります。

次のページ、5ページをご覧ください。

#### 4、プラスチック廃棄物の再商品化について。

(1) 再商品化の方法でございます。

中段の図になります。

ケース1につきましては、中間処理を大宮地方環境整備組合で行った後に、再商品化を日本容器包装リサイクル協会、容リ協のほうに引き渡しする方法でございます。

ケース2につきましては、分別収集は同じでございますが、組合で集まってきたものを一時保管し、それから運搬して中間処理と再商品化を業者等に委託するというものでございます。

ケース3につきましては、一時保管はケース2と同じであります、そこから再商品化業者に対し、運搬して再商品化の業務を委託するというものでございます。

次のページ、6ページをご覧ください。

プラスチック再商品化に係る費用比較、20年間の費用が示されました。

その費用を加味しまして、(2) 検討結果でございます。

ケース1の場合でございます。中間処理施設の建設費用は高額となりますが、稼働後の運転経費は、運転管理業務委託料がほかに比べ安価なため、トータルの費用が一番安価となります。

ケース2の場合でございます。一時保管施設の建設費用は中間処理施設の建設に比べまして安価ではございますが、中間処理業者までの運搬費及び中間処理が高額のため、トータルの経費はケース1に比べて劣るということが言えるかと思われま。

ケース3の場合でございます。一時保管の建設は中間処理施設の建設に比べて安価ではございますが、再商品化業者がケース2の中間処理業者に比べてかなり遠方にあり、運搬費及び再商品化に係る処理費がかなり高額のため、トータルの費用が一番高額となっております。

以上のことから、下段になります。線で囲まれた部分になります。

大宮地方環境整備組合で中間処理施設を建設し、組合で中間処理後、日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す方法で進めるものいたします。

一番最後の行でございますが、申し訳ございません。一番下の米印につきましては、抜粋資料のため別添図面はございません。

続きまして、8ページをご覧ください。

8ページにつきましては、容器包装プラスチックの一例でございます。左上のプラスチックのマークがついているものが収集の対象となります。

次のページ、9ページをご覧ください。

こちらは製品プラスチックの一例になりますが、分別収集を予定しております令和11年度までに詳しい分別収集の品目について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 大宮地方環境整備組合ではアルミ缶とかペットボトル、有料で引き取ってもらって結構いい収入になっていますよね。これも有料で引き取ってくれるわけでしょうか。

環境課長 こちらにつきましても販売という形になるかと思われまして。

笹島議員 そうすると、アルミ缶なんかは結構いい値で買ってくれているんですけども、あと紙類も、これはどうですか、採算合うのかな。

環境課長 まだ販売金額等については示されておりませんので、こちらについては分からないという形になります。

笹島議員 そこなんですよね、そのメリット、デメリットって結構大事だと思うんです。これから、今のところは既存のものを何年間改修して維持していきますよね。それから、今度は新築で新しく建てるということをしめますよね。結構、費用負担物すごくかかりますもんね。ですから、こういうものはやっぱり次のステップとしてある程度、先ほど言ったアルミ缶、紙類、ペットボトルというのはいいい資源になっているわけですよね。維持していきますよね。そういうことも考えていらっしゃるのかな。

環境課長 リサイクル、資源化ということに関しまして、市としましても、先ほども申しましたように、可燃物から資源物を取り除いて可燃のほうのごみの量、それを減らしていくという考えもございまして、これからそういった方向で進めてまいりたいと思います。

笹島議員 そうですよね、今までプラスチック燃やしていましたもんね。結構あれ、焼却炉傷めちゃいますよね、寿命もね。ですから、それがなくなるということで、買い取ってくれるという点で、一ついい方向だと思うんですけども、どうなんですか。

環境課長 市としましても、那珂市、常陸大宮市、双方でやはりごみ問題につきまして検討しているところがございますので、今後ともそういった資源化について力を入れていくという形で考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに。

花島議員 今聞いた話だけではなかなかよく分からないんです。確かにちゃんと分別されたやつで、それ自身は資源になるかもしれないけれども、実際には分別のコストというのがかかるわけですね。ここに計算したコストで、どこまで精緻に計算しているのかがちょっと分からないというのがあります。それから、資料にありますように、今まで燃やしていたやつが、結構プラスチック類って熱量が高すぎて炉を傷めるということがあるから、それが減らせるというのはプラス、メリットだとは思いますが、トータルでどのくらい余計なコストがかかるのかということ考えたときに、ちょっとよく分からないと思っています。要するに、炉が傷まないことによるプラスの側面と、分別による余計にかかる費用、それから売るといってもそれ自身で儲かるわけじゃないですね。分別したり何かするコストのほうがはるかに大きいのが実態かなと思っています。ついでに資料で容器包装プラスチック、それから製品プラスチックっていうけれども、その2つに分けているけれども、実際は本当にいろんなものがありますよね。そのいろんなものをごっちゃにしたときに、次に製品化に回すときにどのくらい有効なのかというのも、これも全く分からないんで、何かどういふふうに分けてどういふふうにするかというのは慎重に、慎重にじゃないか、より具体的な例でどのくらいコストがかかってということをこれから順次検討してもらいたいと思います。

それから、ただ、プラスにお金がかかったら絶対いかんと、そういう話じゃないですね。少々お金がかかっても、やっぱりプラスチックを分別するということは意味があるとは思っています。ですけれども、何かとんでもなくお金がかかるんじゃ、ちょっとそれはどうかなということになりますので、より詳細な検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 基本的にいい話なんだろうとは思っていますが、ちょっと確認だけさせていただきたいのは、事業費が9億2,000万円というのは、これは建設費だと思いますが、これで交付金、起債、一般財源とありますけれども、これ那珂市の負担ってどれぐらいなんですか。

環境課長 現在、構成市負担額は示されているところですが、那珂市、常陸大宮市という形に分かれるわけですが、那珂市分という形での負担額については示されておられません。

遠藤議員 じゃ、その9億2,000万円、概算とありますが、そのうちの交付金、起債あるというんだけど、一般財源はどれぐらいなんですか、この2市で。

環境課長 3分の1と伺っております。

遠藤議員 事業費のうち、一般財源が約3分の1、あと負担割合はあれですね、前も一部事務組合のあれで見ると、多分55%ぐらいかな。人口比とか世帯数で割っていくのが大体



そんなもんだと思いますが、じゃそれがちょっとまだ示されていない。

あと、このごみ、ちょっと大枠なんですけど、今までは可燃ごみ、燃えるごみ、紙とかそういうものと一緒に燃やしていたわけでしょうが、大体これを、プラスチックを別にすると、分別すると、容量としては可燃ごみとこのプラスチックのごみってどれぐらいの、今のところ比率割合というか、どんなもんなんですか。

環境課長 既に実施されております水戸市の方にお伺いしたところ、以前同じプラスチックを燃やしていたのをプラスチックの分別が始まってからはおよそ半分になったと伺っております。

遠藤議員 そうすると、プラスチックを分別するだけで燃やす容量が半分になるイメージなんですね。それはかなりいいですね。

あと、プラスチックの処理の状況の記載を見ると、容器包装プラと製品プラの分別収集をしている市町村は少なく、県内ではないというふうにあるんですが、それはちなみにどういった理由で。今回は、那珂市、常陸大宮市では分別をする、言ってみれば市民にしてもらおうということになるわけだと思いますが、そういうふうにした理由は何ですか。

環境課長 冒頭でも申し上げました循環型社会形成推進交付金、これにつきまして、やはり分別収集していないと交付金がもらえないということもあります。また、令和4年度からそういった法律施行がありまして、分別収集という形になってくるのも、まだ間もないという形もございまして、そういった形も、那珂市、常陸大宮市にとりましてはこの循環型社会形成交付金の対象にならないという形もございましたので、これを機にやはりプラスチックの分別収集という形に至ったものでございます。

遠藤議員 そういうことがあるんですね。この、いわゆる循環型社会形成の交付金、交付金を頂くにはプラスチック分別しなきゃいけないということですが、この容器包装プラと製品プラも分別しないとこの交付金はもらえないのか、それとも単にプラを分別すればもらえるものなのか、というところはどういう要綱になっているんですか。

環境課長 この交付金の申請の段階ではまだ分別収集という形になってはいないんですけども、今後、この容器包装プラと製品プラ、プラスチックの分別収集と再商品化ということで両方やっていくという形で法的に、法律施行のためやっていくという形になった次第でございます。

遠藤議員 分かりました。取りあえず、交付金の要件は、これは上で決まっていることであるから致し方ないと思いますけれども、今私がちょっと見て懸念するのは、やっぱりこれを市民の方にやっていただかなきゃいけないわけです。だから、容器包装プラ、製品プラ、どっちがどうなんだみたいなことで、何でこれやらなきゃいけないんだみたいな声が出てこないとも限らないというか。本当は資源循環型社会のためにはそれがいいのですけれども、それを市民の方に理解していただいて、意識を高めていただくために、恐

らく行政も早晩そういう説明をしなければいけないだろうというふうにしたもんですから、ちょっとこの成り立ちを確認したいなと思って質問した次第でございます。ぜひ頑張って、ただ、議員からあったように、ぜひ効果が上がるように、無駄がないように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時13分）

議長 再開いたします。

続きまして、公立学童保育事業の運営委託について、執行部より説明願います。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか関係職員2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、公立学童保育事業の運営委託についてをご覧ください。

説明いたします。

市内9か所で運営している公立学童保育所を民間事業者へ委託することについて、那珂市子ども・子育て会議より答申を受けましたので、公立学童保育事業の運営委託について報告するものです。

民間委託の時期は、令和6年10月1日です。

民間委託する業務については、運營業務となります。

2ページをご覧ください。

まず、民間委託に向けた検討の背景と経過ですが、9月の全員協議会でお話ししておりますので、抜粋して説明いたします。

学童保育所は、市内全小学校区において設置しており、現在市が管理運営を行っていますが、今後も引き続き児童の安全で安心な放課後の居場所を維持するため、第2次那珂市総合計画及び那珂ビジョンに基づき、民間資力の活用に向けて検討を行ってまいりました。

検討の経過になります。

昨年、令和4年度第2回子ども・子育て会議において、民間委託の検討について説明を行いました。今年6月から7月にかけてアンケート調査を実施しております。その結果を含め、9月21日の議会全員協議会において検討することについて報告させていただいたところです。8月には既に民間事業者に運営を委託している2市へ、本市の学童支援員も同行し、視察に行っていました。学童保育事務を担当している市職員から、民

間委託に至った経緯や選定方法について、委託後の状況などを伺いました。また、本市の菅谷東学童と横堀学童と同規模で運営している学童保育所を見学し、運営の様子や従事している学童支援員などから直接話を聞いてまいりました。10月11日には市の子ども施策の諮問機関である子ども・子育て会議において、公立学童保育所の民間委託について諮問し、異議なしということで答申を受けました。なお、答申書については6ページと7ページに写しを添付してございます。答申の結果を受け、11月6日の庁議において市として公立学童保育所の運営業務を民間委託することについての承認を受けました。

現状です。

公立学童の支援員数と公立学童支援員の年齢構成になります。

現在、市が必要と考える支援員の人数から6人少ない状況となっており、また60歳以上の支援員が全体の半数を占めている状況です。人材の確保がままならない中で、この年齢構成は事業を継続する上で喫緊の課題と捉えております。

3ページをご覧ください。

各公立学童保育所における利用児童数と、その下の表は公立学童保育所における待機児童数になります。今年度当初時点では13人の待機児童がおります。

次に、前回のアンケート結果を踏まえた課題となりますが、4の民間委託の利点と合わせて説明いたします。

まず、活動内容の均一化です。学童保育は、安全な見守りが基本となりますが、アンケート結果から、遊びや行事等の充実について、充実してほしいという声が多くありました。活動内容は、おのこの支援員の裁量に任せられており、学童保育所ごとのサービス内容にばらつきが見られている状況で、均一かつ良質なサービス提供が求められております。この件に関しては、民間委託の利点、運動系、文科系プログラム等の充実で補えると考えております。

学童支援員は、各学年、成長に応じた適切な関わり方も求められております。それらを考慮し、民間事業者ならではの積み上げた経験や実績に基づくプログラムの展開を全学童で取り入れることが期待できます。また、それぞれの学童での行事だけでなく、合同で行うイベントなども取り入れ、子供たちにとって有意義な活動ができると考えます。さらに、保護者の負担軽減を目的とした長期休業期間における昼食等の提供についても、民間事業者等のスケールメリットを生かし、対応が期待できます。

学習環境の整備は、アンケート結果にもありました、タブレットを利用した宿題にも対応できるWi-Fi環境の整備を望む声が多く上がっており、子ども・子育て会議の答申にも含まれている内容になります。

今回、民間委託事業者の選定にあたっては、答申にもありました、Wi-Fi環境を含むICT化も選定ポイントの一つとして捉えております。民間委託に際しては、事業者が有する学童保育運営におけるICT化の導入を進めてまいりたいと考えております。

続いて、1つ飛びまして、配慮を要する児童などの対応。ここでいう配慮を要する児童とは、具体的には多動、アレルギー、虐待、ひとり親家庭、生活困窮などを抱える児童になります。

学童支援員のアンケートからも、配慮を要する児童の対応について、負担に感じているとの声が多く上がっており、それらに対応できるスキルの向上が必要と考えます。この点については、支援員の加配や専門的な研修体制の充実により改善できると考えます。現在も支援員同士が企画し研修したり、県への研修へ参加したりしておりますが、民間事業者では研修などの指導者も本社に所属しているなど、研修体制が充実しております。また、児童虐待やいじめなど喫緊の対応が迫られる場合には、専門知識を持った人材によるサポート体制が充実しているため、支援員が安心して従事できる環境となり、利用児童に対してもメリットになると考えます。

次に、毎年度当初から入所できない待機児童の解消です。

現時点で待機児童は解消されておりますが、一定期間であっても待機児童の問題は解消する必要がありますので、高まっている学童保育のニーズに対応する必要があると考えます。加えて、ベテラン支援員の高齢化と支援員の不足となります。特に、急な都合により支援員のシフトが変更になった際の人員配置と人手不足による質の低下は、安全、安心な保育における課題となっております。この課題に対しては、民間委託の利点、支援員の緊急時の欠員に対する迅速な対応が挙げられます。待機児童の解消にあたっては、床面積上の基準をクリアできればクラス人員を増やすという対応が取れる場合もあります。しかし、慢性的に支援員が不足している状況では、その対応自体取ることができません。支援員の確保には処遇が大きく関わっていると考えられますが、市の会計年度任用職員という身分上、報酬額や労働時間等については硬直的にならざるを得ない現状があります。民間事業者への委託により、賃金等について、弾力的な設定、運用等に伴い処遇の向上が図られるものと考えております。

また、急遽支援員が不足することで一番苦慮したことは、コロナ禍で休校等になった際の1日保育における人員の確保でした。令和2年度ときには学校等の協力を得て開所しました。また、急遽支援員が休暇を取ることとなり不足が生じた際、こども課の職員がサポートに入ったこともあります。そのような緊急時の対応についても、ノウハウを熟知した事業者に任せることで迅速な対応が可能になると考えます。結果、支援員や小学校の教職員の負担軽減はもとより、利用児童の保護者にとっても休暇取得の心配をせずに安心して子供を預けて就労ができるという安心感につながります。

続いて、5、子ども・子育て会議の答申になります。

7ページをご覧ください。

子ども・子育て会議におきましては、答申の内容に留意して進めることを前提として、公立学童保育所の民間委託については異議がありませんでした。市としましては、これ

ら答申内容に留意し、民間委託を進めていきたいと考えております。

次に、4ページにお戻りください。

6、業務区分になります。

委託導入のイメージです。現行と委託導入後の比較になります。

今回の民間委託については、9か所全ての学童を一括で1事業者に委託することを想定しております。理由としましては、保育内容の統一化を図りたいことと支援員の処遇等に差を生じさせないためです。上の部分の図が現在の状況となっております。現在は、市職員がAの管理業務とBの運営業務を9か所の学童全てに対応しているところです。そして、委託導入後、下の図になりますが、管理業務は市で、運営業務は民間事業者が行うということになります。管理業務とは、主に入所の申込み、審査、決定や保育料の徴収になります。市で行う理由としては、入所決定は関係機関と共有する児童情報、世帯情報等に基づき、保育の必要性について、優先順位の判断が必要となるためです。また、運営業務とは、主に学童保育所内の運営全般となり、支援員の雇用に関すること、指導計画等の作成などになります。民間事業者へは、市との連絡調整や各学童への助言や指導を行う統括責任者の配置を求めることとしておりますが、民間委託後も最終的な判断に基づく指示や決定に関しては引き続き市が行い、監視、指導の体制を維持してまいります。

5ページをご覧ください。

委託のプロセスになります。

民間委託の方法ですが、選定にあたっては那珂市公立学童保育所運営事業者選定委員会を設置します。選定委員会の委員は、保護者代表や外部有識者等を含めて設置したいと考えております。また、プロポーザルによる公募といたしたいと思っております。

次に、民間委託の時期ですが、令和6年10月1日とします。理由としましては、以下記載の理由により、委託期日を決めました。

続いて、保護者及び学校関係者への対応になります。

利用保護者に対して、公設民営化の情報提供を12月中に実施します。また、必要に応じて説明会を実施します。現在利用していない児童や来春入学の新入児童の保護者に対しても公設民営化の情報提供を実施します。あわせて、各学校への理解も不可欠であるため、学校長会に対しても公設民営化の説明を実施します。答申書にもありますとおり、保護者等へ丁寧に説明し、進めてまいりたいと思っております。

9、今後のスケジュールになります。

年度内に第1回選定委員会を開催し、募集要項や仕様書の内容、採点方法などを選定委員会において審議したいと考えております。来年4月には募集を開始し、現地見学会、質問の受付、回答を行いまして、6月にプレゼンテーションを行う予定となっております。7月に契約し、運営の引継ぎや支援員の研修等を進めまして、10月運営開始のスケ

ジュールとなっております。

最後、10、その他になります。

予算関係です。

学童保育事業ですが、子ども・子育て支援交付金の対象事業となっており、負担割合は、国・県、市、いずれも3分の1となっております。今回、民間委託となると事業者には委託料として支出することになりますが、この委託料も交付金の対象となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

古川議員 すみません、幾つかお伺いしたいんですが、まず、子ども・子育て会議のメンバーってどういう方なんでしょうか。

こども課長 子ども・子育て会議のメンバーですが、条例上の上限が15名となっております。今現在の委員ですが、大学の准教授を会長に、民生委員児童委員協議会、まちづくり協議会、市内保育所代表、PTA連絡協議会長、校長会、商工会女性部、公募の市民代表から構成される会議となっております。

以上でございます。

古川議員 分かりました。

それから、現在の9か所の学童を一括で委託する予定だということなんですが、これよっぽど大きな会社とかでないとなかなか無理なんだろうと思うんですけども、ちなみに学童を運営するにあたっての資格とございますか、例えば保育所だったら保育士とか、これ小学生ですから教員免許が必要とか、そういった資格関係が必要なのかどうか教えてください。

こども課長 まず、支援員なんですけれども、小学校の教諭とか幼稚園教諭、保育士であれば、それはまずそれでクリアできています。そのほかに研修の制度がございます。そちら、学童の支援員の研修を終了された方については支援員としての資格を有するというようなことで現在なっているところでございます。

以上です。

古川議員 では、その支援員というのは、例えば1学童について何名いなきゃいけないとかという決まりはありますか。

こども課長 運営基準では、1クラス、40人以下ぐらいになるんですが、そちらで2名の支援員を配置するということになっております。その2名のうち1名は補助員ということで、特に資格等を要しない方でも、そちらについてはなれるということになっております。

以上です。

古川議員 それと、現在の学童の課題、3ページ、課題と、それから民間委託の利点とありま

すが、どういう民間にお願いするのか分かりませんが、本当にこれ、例えば課題の克服だったり民間委託の利点を生かせるということにつながるのかなというのがちょっと心配なんですけれども、どうですか。つながると思うからやるんでしょうけれども。

こども課長 この点、今議員ご指摘の点に関しましては、今後民間委託事業者の選定という作業が入ってくるとお思いますので、その際には仕様の部分について事細かに、保育の質であったりとか、あとは緊急時の対応、そのほか運営状況、財務状況等全て、こちらのほうに報告したのについて審査するような、そういったもので、確実に那珂市の公立学童が運営できるような事業者の選定を行っていくということで担保されていくのかなというふうには考えております。

以上です。

古川議員 例えば緊急時の欠員の対応とかも、例えばこの辺にある会社だったらいいでしょうけれども、例えば東京とかにあって、例えばこの日ちょっと急に誰か支援員の方が休むとかって、急に対応って取れるんですかね。よっぽど予備というか、常にこちらに待機させておかないと難しいんじゃないかと思うんですけれども。

こども課長 実際にどういった事業者が受託するかというのが鍵になってくると思うんですが、県内で多く、例えば那珂市の近隣、近郊の学童保育事業を請け負っているところであれば、ご心配の場合には、ほかの学童から助っ人としていただけるとは思うんですけれども、その辺についても選定の際には緊急の場合の対応はどうなっているのかと、そういう人が不足した場合の対応等についても事細かに確認しながら、実際の事業者選定の際には選定していくというふうなことを考えております。

以上です。

古川議員 確かに事細かく条件をつけていただくのはいいんですけれども、あまり厳しくして、今度は業者が集まらないというか、9か所をやるわけですから難しいことも考えられますので、慎重にお願いしたいなど。

最後に、私個人的な話ですけれども、一般質問で長期の休業期間に、小学校の長期休業期間に昼食を提供していただくお願いをしましたけれども、民間委託を考えているので、それに対応したいという答弁をいただいていますので、ぜひそれも条件に入れていただくようお願いしておきます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 これ、那珂市子ども・子育て会議の答申を受けましたということで民間委託をするということなんです。

こども課長 議員おっしゃるとおりです。すみません、ちょっと言葉足らずで。答申を受けて、それに対して市の庁議を経て、市の総意として民間委託の方向を認めてもらったと、承認いただいたということで今回こちらの全員協議会のほうに報告させていただいている

ところですよ。

笹島議員 何でだかよく分からないです。何で今まででは駄目なんですか。

こども課長 それは公立公営のままでは駄目なのかということのご質問でしょうか。

笹島議員 このままでは駄目なんですか、今の、民営化じゃなく公設公営では駄目なんですかという。

こども課長 そちらについては、課題等にも上がっていますが、一番は今現在の支援員とかの年齢構成、これを考えても、この先このまま同じようなサービスが提供できるか、あるいは保護者のニーズもいろんな意味で学童に対するもの高まっているので、そういったときに今のままでいけるのかと、そういう部分を十分踏まえて、課題解消するには、運営の部分については民間に任せるといいという選択肢をして今回民営化の検討に入ったということでございます。

笹島議員 民営化にすると人材確保が容易に、簡単にできるということですか。今でもできないのに、民間に任せればできるということですか。

こども課長 おそらく公設で集まらないものを民間にしても支援員が集まらないのではないかなという趣旨かなとは思いますが、その点に関しては、今現在公設、学童支援員に限らず、保育士などが人材不足というのが叫ばれております。確保が困難な理由としては、労働に見合った対価が支払われていないとか、実際にそういった処遇の部分について大きいのかなというふうに思っています。市での支援員の身分については、会計年度任用職員となっております。こちらについては給与の規定に基づいて支払われているところですので、もちろん勤務年数による昇給等のございますが、能力とかに応じて手当がつくことはございませぬ。また、任用にあたっては総務課の人事担当と協議したり、募集までの手間、採用までの手続に時間がかかっている現状がございますので、こういった部分については民間のほうがスムーズに採用できるというふうには考えております。

以上です。

笹島議員 あのね、そこが問題なんだよね。何でもかんでも公設でやっていたものを民間に任せればいいと、民間が尻拭いしろって意味でしょう。あなたたちができないから。何で俺こんなこと言うか知っている。委託費、多分1か所について50万円ぐらいしか出さないんじゃないか。どうなの、それは。

利用料金だって、これ据置きって書いてあったよ、でしょう。どうやってこれ運営していくのか。9か所、そんなことできるような大きな会社ってこら辺にないですよ、それ。横浜か東京からしか来ない、専門会社ですよ、それ。あと、支援員の一番不足、これなかなか見つからないですよ。だって時間短いんだから、でしょ。もう一つ、ちょっとしゃべらせて、平日はいいですよ、3時ごろから夕方までですよ。これ、春休み、夏休み、冬休みというのは朝から夕方まで預からなきゃいけない。これ、申し訳ないけ



れども、支援員の方に給料、2倍ぐらい払わなきゃいけない。でも、委託費が50万円じゃやっていけないんですよ、だから、それは。多分委託費50万円じゃないか、1か所つき、月、どう、それ。

こども課長 1か所につき50万円という算定ではないです。今現状の話ですか、民設民営の話ですか。

今回の学童保育所民間委託事業者の選定にあたっては、指名競争、要は金額ではなくて公募のほうで、プロポーザル受けての選定になりますので、結局お金だけが安かろうというところにうちのほうでお願いするというような前提のものではありません。あくまでも質の部分、保育の質の部分を重視して業者選定についてはお願いすることを予定していますので、委託費については、今言ったような月々そういう低いお金でそもそもお願いするようなことでの想定ではございません。

笹島議員 あのね、これ運営していかなきゃいけないんです。運営費かかるでしょう。それからスタッフに給料払わなきゃいけないですよ。ボランティアでやってくれませんか。ですから、そういう、今言っていたプロポーザルでやるという云々で、できるだけ、厳しいかもしれませんがということでは乗らないですよ、やっぱり民間の方は。ある程度の利益がなければ維持できませんので、途中でギブアップして、さあ運営はもうできませんというふうになったらどうするんですか、これ。そこまで考えているのか。もう先の先読んでやっぱり、何でも簡単に民間に委託するということだけ考えちゃ駄目ですよ。どうなんですか、それ。

こども課長 資料のほうにもございますように、県内の状況、公設民営のない市町村が3自治体あるので、41分の30にはなるのですが、30自治体はもう既に学童運営についてはもう、その運営の一部は公設民営ということではしている現状がございますので、逆に言うと、そういった実績がもうある程度できているような状況ではございますので、事業者に対してもその辺は重々、学童保育の運営をしていく中で、その部分については周知して、なおかつそれでもって提案というか、手を挙げてくれるというふうには思っております。以上です。

笹島議員 いいですよ、やりたいんならやったら、どうぞ。要するに、これ運営を維持していくのが大変だということを言っているだけで、そういう話もあったということで、ちょっと耳の片隅に置いておいてください。よろしく申し上げます。

議長 ほかに。

原田議員 現在の待機児童数の件なんですけれども、これは理由として施設の規模の問題なのか支援員が足りないから待機児童なのか、そのあたり、理由を教えてください。

こども課長 今現在というか、待機児童、年度当初なんですけど、出たところというのは、具体的に言うと菅谷東学童、あとは五台学童、あと瓜連学童については、条例定数、定員で上限は決まっているんですが、実際には床面積、1人あたり1.65平米という基準がある

んですが、それに換算するともうちょっと定員数を上げる対応は可能ではあります。ただ、五台学童については、今現状でも定員より多い人数が入っています。ただ、床面積の基準上は、それはクリアして入れている状況ではございますので、その辺、今後も続くのであれば別な方策を、考えていかななくてはいけないというふうには考えています。

以上です。

原田議員 これ、現在の施設使って民間委託ということになるわけですよね。そうすると、そのあたりも配慮して今後考えていくというところなんですか。

こども課長 もし支援員数の充当というか、人数がある程度もうちょっと、多く可能になるのであれば、先ほど言った、例えば瓜連、菅谷東については定員数をもう少し、若干ですけども、上げることは可能というふうに認識しています。

議長 よろしいですか。

石川議員 1つだけちょっと聞きたいんですけども、今市内で民間でやっておられる学童があると思うんですが、ここにもこのAの管理業務というのは役所が絡んでいるんですか。

こども課長 この図にある管理業務としては、市は直接絡んではいません。あくまでも民間事業者に任せてというか、民間事業者独自の部分でございます。

石川議員 これ民間にするわけですよね、今度、運営は。なぜここで役所が絡まなくちゃいけないのか教えてください。今、民間事業者を、今それで運営しているわけですから。

こども課長 今回の公立学童の委託については、民設民営ではなくて、あくまでも公設民営ということですので、公の機関である市のほうが当然タッチしなくちゃいけない部分というのは残るというか、そういった理由でタッチするということでございます。

石川議員 例えば保育料の徴収とか、これは役所がやらなくちゃいけないことなんですか。

こども課長 やらなくちゃいけないというか、まるっきり、この部分も含めて、民間のほうにお願いすることも可能ではあります。ただ、そういった場合には当然委託料の問題とか、あと実際には個人情報とかも絡むような部分も出てきますんで、そういう個人情報に絡む部分については、できれば市が今までどおり業務として残していくというようなことを想定しています。

石川議員 民間にするんですから、今民間の事業所がやっておられることはそのまま民間に委託されてはどうですか。今民間事業所に役所が絡んでいることを教えてください。何を絡んでいるんですか。このようなことを絡んでいるんですか、このAの管理業務というのがありますね。今もこれやっているんですか。

こども課長 民間に対しては、補助金の交付業務とか、そういったものを行っております。

石川議員 だから、民間で今できていることに対して、公設民営という文句はありますけれども、民間に委託するんですから、役所は極力絡まないほうがいいですよ。できることは民間でやっているわけですから、今。なぜそこに役所が絡むのかだけ教えてください。

こども課長補佐 公設民営ですと、やはり公立というもので変わらないです、管理的な部分に

については、民設民営ですと、やはり特色がある運営ができて、保育料なども高上りというところがありますが、公設ということでそこら辺の保育料は抑えるということができません。入所の事務に関しても、やはり入所できないという場合もございまして、優先順位を決めなきゃいけない審査というのがございまして、そういった部分について、民間に委託する部分ではなくて市のほうで管理する部分だとこちらのほうで考えまして、管理部分については市のほうで行いたいということで決めました。

以上です。

石川議員 そうすると、今民間でできていることをなぜ役所がやらなくちゃいけないんですかという質問なんです。今役所がやっていないこともこのAの中に入ってくるわけでしょう。公設といううたい文句はありますけれども、それでは民営化にはならないですよ。

こども課長 要は公共の施設を利用して、実際今やっている学童保育の業務、運営の部分だけを民間に委託するというのが今回のお話ですので、全て、その管理まで投げてしまうのであれば恐らく指定管理者というような方法もあるのかと思いますが、実際そういったことではありませんので、公設民営というのが今回うちのほうで目指している学童の運営形態ということです。

議長 よろしいですか。

富山議員 1点だけ。

これ9か所ある学童、定員に満たない学童ありますよね、額田なんて60人定員で15人。今後、子供の数の減少って恐らく予想されると思うんです。公設でやっていけば15人の子供、学校区で学童は維持できると思うんですが、民間委託になった場合もこのような形で小学校学区にはちゃんときちんと今後維持できていくのかなというのが、それ1点伺いたいです。

こども課長 その辺も含めて、今現状でやっている学童についてはそのまま残すというか、運営をしていくというのは前提でできる業者を選定していくというふうな考えでございします。

以上です。

富山議員 どうしても、やっぱり民間委託になると、民間はやはり統合とか、人数が集まっていないところを小さく、2つ合わせちゃうとか、そういうのも考えられますので、今後、そういうのもないようにしっかり選定していただきたいなと思います。

以上です。

副議長 ちょっと私も知識が深いところにあるかなと思うので、先ほど原田議員からあったんですけれども、待機児童がいるということで、定員はこれ以上は増やせないというか、少し増やせるという話でよろしいんですよ。

こども課長 面積基準上の上限にまだ余裕がある学童であればという前提はつきますけれども、実際問題としてはちょっと難しい部分もあるかなというふうには考えております。

副議長 でも、実際のところ、多分待機といってもほかに、民間、今ある民間が請け負っている子供たちが多分多々、たくさんいると思うんです。それを合わせると、学童の利用者数というのはもっと膨らむ話だと思うんです。そこで、民営化する、多分、私の想像する限りでは大手の2社ぐらいが手を挙げてくるんじゃないかなと。1社か2社か分からないですけども。それで、これだけのプロポーザルの中で、お昼は出す、Wi-Fiはどうだという幅広い期待できるものとなるんですが、注文するという形になるかと思うんですが、それをしてしまうと、今度は民業を圧迫というか、民間が請け負っているところの子供たちがじゃこちに、公設になって、結局待機がまた増えて。今度は民間にお願いして、これまでの民間事業者をお願いしてという悪循環と。あと人材もそうですよね、人材もあっちのほうが給料いいからあっち行く。民間はもっと、多分こっこの委託費のほうが高くなってくるのかなと思うので、そういったところで、今現在ある民間事業者の、民業圧迫に対してのそういった考えというのはどうなんでしょうか。

こども課長 ちょっと難しいんですけども、確かに今後子供の、今現在の数を考えていくと子供の数はいや応なく将来的には減ってくるのではないかというふうには思っております。ただ、今現状のニーズとしては、共稼ぎのご家庭とか昼間、子供を日中見られない家庭というのはそれなりには減っていないという現状はございまして、あと、こちらの状況については、今すぐ改善というのは望めないと思います。議員がおっしゃっている公立のほうであれもこれもと入れていくと将来的に民業圧迫になるのではないかという懸念、おっしゃるとおりだと思うんですが、今現在の比較で、公立公営と民設民営の学童を比較した場合に、ここが違うという点で大きいと私が考える部分としては、預かっている時間、こちらについては、公立のほうは基本6時まで、1時間延長して7時というのがありますが、民間事業者ですとその時間の設定自体が7時、あるいは8時、場合によっては延長すれば9時まで可能ですというような、その部分のニーズというのは保護者に対して細かに対応しているということで、公設が幾ら安いからといっても民設のサービスはそういった部分で勝っているのも民間に入れているという方も実際にはいるのかなというふうには考えております。

副議長 公設公営でも公設民営でも学童保育がよくなるということはいいいんですが、そういった民業を圧迫という点においても、民間に対する説明ですとか、あとは民間、今の民設民営のところに対する情報提供だとかこれからのそういった待遇、同じ子供、那珂市の子供たち預かるわけですから、そういったものも一緒に考えていただきたいと。多分、大手の2社は先生のOBやら何とかだというのを引っ張ってきてだと思わすけれども、そういったところ、人が集まるのかあれなんですけれども、OBの方が多くて、また高齢の方が支援員だという話もほかの自治体でも聞いているもんですから、そういったところも公設民営の際は市がよく見てというか、検討していただきたいと思います。あまり民業圧迫にならないよう、よくなることはいいいことですけども、よろしく願

いします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

花島議員 いろいろ、基本的には私、民営化に賛成できません。笹島議員がおっしゃったように、支援員の雇用の問題が一番大きいんだと思っています。那珂市の会年度任用職員の枠組みでどうこうとか言うんですが、これは、要するに人材を求めるんだったらそれなりの処遇を与えなきゃならないというのは基本の基本だと思うんです。それが那珂市でできないということは、私は非常に残念で。これ、那珂市だけの問題じゃないんですけども、おかしいと思っているんです。それが解決できれば、この人数が足りないというのはめどが違ってくる。それから、支援の内容、それについても同じことが言えますよね。このことで担当課を責めたくないんです。担当課の責任じゃないですから、その枠に縛られているのは。だから、これは執行部に言いたいんで、副市長、よく聞いておいてください。本当に、いろんなことが、これがネックになって民営化にせざるを得なくなる、担当部署としては。だけれども、それはやっぱり市の大きい考え方で本当は何とかなるはずのことなんですけど、ただし、それにはいろんな圧力があるのは分かります。市の内部だけじゃなくていろんな、自治省とか総務省とか、本当に国レベルの圧力があるのは分かるんですけど、本当にそこを何とかしないといい行政はできないと私は思っています。

まず、それはそれなんですけど、じゃ、例えばこれ今民営化することによって幾つかは理由がうそですよ、うそというか関係ないに近い話で、例えばW i - F i 環境とか、そんなのは市が入ればいいことで。その管理する手間なんていうのは、ゼロじゃないですけども、ほかから支援すればできることですよね。市役所にもIT部門の方もいらっしゃるはずなんで、それはそれでやれるはずだから、やっぱり支援員をどういうふうに雇えるか、質も含めてですが、だと思っています。

その上で、民営に移すということになったときに、今までよりも費用がかかることを覚悟の上なのかどうかということをもっと聞きたいんです。それじゃなかったら、結局悪い処遇をほかの部門に押しつけることになると思っています。その辺はまずいかがでしょうか。

議長 このまま継続して、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

こども課長 今議員おっしゃった件なんですけど、トータルとしては委託という形にはなりませんが、学童保育事業としては金額的には上がるというふうに思っております。

花島議員 もう一つ意見言います。

民営に移管する場合に、1社で9つのところなんですけど、私はこれにも、民営化するとしてもそこにも反対です。せめて2分割にして、それでA社とB社で受けた場合

に、そこ、それぞれの内容がいいかどうかとか見て比較することができますよね。トータルで、これ見ると現状で必要なのは60人の支援員ということになると、大まかに言って30人、30人ぐらいだったら決して小さ過ぎるということはないと思っています。その辺も検討していただきたいと思います。民営化しちゃうと、まず業務が把握できなくなるというのが一つと、それから比較対象がなくなると、例えば悪いサービスでも、こんなうちにはいいサービスですと何て言われてだまされているなんていう例が、多々私は見てきましたので、その点よろしくをお願いします。

議長 ほかに。

遠藤議員 申し上げたいことはもうかなり同じ議員がおっしゃった部分がありますが、やっぱりちょっと根本的に、なぜ民営化するのがまだちょっとよく分からないんです。前も全協でお聞きしたとおりなんです。これは、お子さんにとって、保護者にとってよくなるためにやるのが民営化だと思うんですが、この課題ありますけれども、これ民営化すればよくなるんでしょうか。これをちょっとお聞きしたい。というのは、民営化しようが支援員の高齢化とか不足というのは、市場は一緒なんですよね。市場は一緒なんですよ。だから、それが民営化されたからどうなのかというのはある。例えば、民営化されたところが高い給料払うようになりますよ、だから待遇がよくなるから来るんですよというならば、そのことだけは分かるにしても、そういう経営をしていくためには、今度は、民営なんで企業もしくは法人なんで、やっぱり利潤追求していかなきゃいけないわけですから、本当に採算取れないと企業は撤退するし、場合によっては潰れるんです。だから、そういったものがないようにできるのは行政サービスなんです。でも、その行政サービス、安定している行政サービスをやめて民間にやるというのはそれなりのリスクは当然あるのだけれども、そのリスクを差し置いて、こんなに子供にいいことがあるんだ、これがちょっとまだ、説明では納得できないもんですから、ちょっと説明をお願いしたいんです。

こども課長補佐 まず、課題にも上げていますとおり、支援員の確保、今不足している状況というのをもうどうにかしたいというのがもちろんあります。そこについて、どうやって確保できるのかといった部分については、やはり周りの声から聞いても処遇の部分になります。その処遇をどうしてもよくしてあげないと人は集まらないというのはいろんな、研修等を受けても聞く声でしたので、そういったところを重点的に仕様書などにも盛り込んだ上で、現在働いている支援員が継続的に、さらに処遇がいい環境で働けるような形で民間のほうの募集をかけていきたいと考えています。そのように、人が集まれば子供たちに関わる人材が増えるわけで、そういったところで安心、安全な子供たちの居場所づくりということが可能になる。人がいればやはり支援員の心の余裕もできますので、研修意欲だったり、あとスキルアップ、そういったものも進められるのかなと考えていますので、そういったところで民間のほうを進めたいと考えております。

遠藤議員 であれば、市がもっと処遇を上げてあげればいいじゃないですか、今の。今の学童、指導員の処遇を上げてあげればいいんですよ。上げて来てくれるようにすればいいだけと違いますか。それと、学習環境、Wi-Fi環境、入れてあげればいいだけなんです。それだけなんです。だから、お子さんと保護者とよくなるには、それを補って余りある何かメリットがないと。だから、支援員が来ない、来ないであれば処遇を上げてください。学習環境がまだまだ不足だ、これはつくってください。これは公設だからできることなんです。だから、そこが僕はどうしてもそう思っているから、なぜ民営化かが分からなくて。

一方お聞きしますが、これ経費のこともあるんです。民営化することによってどれだけ市の負担が減るんですか。これもお聞きします。

こども課長 処遇を市で独自で上げればいいんじゃないかなというご質問ですか。

遠藤議員 そうじゃなくて、今学童保育事業のトータルでかかっているお金があるでしょう、那珂市で。これをざくっと、民営化しようというわけなんで、ざくっと民営化して、トータルかかるお金はどっちがどうなんですかというマクロの話。

こども課長 今現在かかっている学童に対するお金よりは、委託したほうが上がります。

遠藤議員 では、例えばトータルで委託して上がるのであれば、上がる部分を、さっき言った、今の支援員の処遇をもっと上げて、学習環境を上げてあげて、それだって民間委託するよりも安かったらいいじゃないですかと思うんですけども、どうなんですか。

こども課長 こちら、先ほど来の繰り返しになってしまいますが、会計年度任用職員、市の身分としては支援員はその身分になりますので、先ほどから言っているように、給与表に基づいて支払われております。こちら、ほかの職種の会計年度任用職員も市にはおります。特定の職種、そういった部分の処遇改善はできないという、困難であるというのは、こちらは総務課のほうからも既に言われておりますので、その部分だけ押し上げるということとはできないというふうなことです。

遠藤議員 いずれにしましても、これ最後にしますけれども、今の話、ざっくりマクロの話で、今よりもトータル、学童事業、民間のほうが上がるとちょっとお聞きした以上は、そう簡単にはちょっとオーケーはなかなか出せない、それ以上、今よりも上がっちゃうのであれば、よりよい、効果の高い事業になるんだという、議会にやっぱり説明をしていただいて、だから民間がいいんだよと、上がる分だけ、これだけよくなるからいいんだよという説明がないと、なかなか。民間にして上がっちゃうんだよ、これどうなんだと僕らも市民に聞かれますから、我々も答えようがありませんので、今の現時点では僕はなかなかまだ理解をしていないので、ぜひちょっとご検討いただきたいなと思います。

以上です。

議長 ほかに。

副市長 大変ありがとうございます。議員の皆さんおっしゃることももっともだと思っております。

ます。民間委託するのは、安いから委託するという時代ではもちろんない。なぜ民間委託するかというと、それは官民の役割分担という根本的なところからあるんだと思っています。また、先ほど言ったように、ほかの市町村ではもう4分の3が民間委託をやっているということなんですけれども、確かに今日の説明では十分、なぜ民間がいいのかという説明ができなかったと思います。また改めてそこはきちんと説明できるように次の機会を設けたいと思います。会計年度任用の世界には、どうしても地方公務員法の中で決まっているところもございまして、そこで泳ぐのはなかなか難しいというところがございまして。

ただ、今度調理のほうの、給食センターの委託もやりますけれども、民間ですと実はあるところで働いていてもフルで、会計年度ですとここでは4時間の勤務だけでお願いしますということになるんですけれども、給食センターとか、民間だとほかにも調理場とか、あるいは仕事持っているので、フルで働いてくださいというような、希望者によってはパートではなくてほかのところで働くことでフルでの勤務をやらせていただけたらとか、そういったパイを利用した柔軟な対応ができるというところもあると思います。いづれにしても、どういったメリットがあるのか、ほかの自治体の状況とかもよりつぶさに調査しながら、また改めてそこについては説明の機会を設けさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

議長 ほかに。

笹島議員 今副市長、聞いたんですけども、4分の3委託していると、これ成功しているか失敗しているか知らないよね。

だから、やっぱりそこなんですよ。何でもやればいいというもんじゃないんですよ。先行して失敗しているところもたくさんあるんです。そういうところ、やっぱり本当に情報を得て、何でもかんでも、これじゃ丸投げですよ、正直言って、民間に。公営でできない、やりたくないから民間にやらせろと。でしょう。こういっちゃいい方悪いかもしれないかもしれませんが、でも私はそういうふうを感じる。やっぱり感じさせないようにちゃんと、今までどおり、何でもかんでも民営化するもんじゃない。やっぱり公設民営、公設公営、きちんと分けて行って、成功している例、失敗した例をきちんと吟味して、把握して、それでやってくださいよ。よろしく願いいたします。

副市長 ありがとうございます。成功事例をできるように、しっかり調査して、検討して、ご説明したいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の退席、お願いします。

休憩（午後0時11分）



再開（午後0時12分）

議長 再開します。

続きまして、委員長報告になります。

教育厚生常任委員会、寺門委員長より報告を願います。

寺門厚議員 教育厚生常任委員会より、調査事項につきましてご報告いたします。

当委員会では、子育てについてをテーマに、市子育て世代包括支援センターの担当部署であります健康推進課、こども課との意見交換や市地域子育て支援センターつぼみ及びこども発達相談センターすまいるの視察を行い、市内における子育てに関する環境やサービスの現状を把握してきました。その後、子育て支援に力を入れております常陸太田市の視察を行い、課をまたいで様々な視点から子育て支援や子育てをしやすい環境をつくるための事業をしている姿を確認することができました。

これまでの調査を踏まえ、那珂市の子育て支援を充実させ、子供たちが健やかに成長できる社会環境を目指し、当委員会ではサイドブックに掲載いたしました要望書のとおり執行部に対する要望事項をまとめ、執行部に提出し、これをもちまして子育てについての調査を完了することといたします。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、広報編集委員会、原田委員長より報告を願います。

原田議員 広報編集委員会より、議会だよりの一部リニューアルについてご報告申し上げます。

広報編集委員会は、10月12日、13日に那須町議会及び那須塩原市議会で議会広報紙の編集方法などを視察してまいりました。その後、当議会だよりに反映できるものについて委員会で検討をし、次回の議会だよりに一般質問記事を一部リニューアルします。リニューアル内容として、それぞれ一般質問された方の写真の下にユーチューブのQRコードを入れることにしました。また、本文中に議員の一言というスペースを設けることとしました。こちらには、一般質問に関する議員のコメントを入れることで、以前よりご意見のあった要望の部分をそちらに入れていただくことが可能となっております。それに伴い、本文及びタイトルの文字数に変更となっておりますので、一般質問される方は一般質問原稿作成依頼書でご確認ください。また、記事の見やすさの点から、一般質問について、できるだけ写真をつけて掲載するようにご協力をお願いしたいと思っております。さらに、議員の写真は登壇したものに変わりたいと思います。ただし、撮影する人員や時間の関係で、実際に一般質問しているときの撮影は困難なため、一般質問

当日の始まる前や休憩時に順次撮影をしていくこととします。定例会で一般質問される方は、撮影の時間のため、当日は早めに議場にお越しくださいますようによろしく願います。

さらに、新しい試みとして、議会だよりをマチイロというスマートフォンアプリ及びイバラキイーブックスというポータルサイトへの掲載を開始しました。広報紙のお気に入り登録をしておくと最新号をすぐに読むことができるサービスです。マチイロは今年度発行分から、イバラキイーブックスは次の発行より閲覧が可能となっております。皆様もぜひ登録してご覧ください。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願います。

続きまして、ICT推進検討会、木野議員より報告を願います。

木野議員 ICT推進検討会より、市議会のホームページのリニューアルについてご報告します。

今回のリニューアルでは、市民が見やすく、知りたい情報がすぐ分かるように、市民の関心がある6つのコンテンツにピクトグラムを使用し、全体的に文字を大きくしました。また、高齢者、視覚障がい者など目が不自由な人でも読みやすいように工夫されたユニバーサルデザインフォントを採用しております。なお、市のホームページのリニューアルに合わせて令和6年4月に開始となりますので、よろしく願います。

次に、広報編集委員会の視察の中でSNSの活用内容があり、当市議会で取り入れられるものについて、広報編集委員会とICT推進検討会で協議しましたのでご報告します。

内容としましては、市で運営しているフェイスブックやLINE、旧ツイッターといったSNSに市議会のお知らせをしていくものであります。これまでは議員と語ろう会のみSNSにて情報発信しておりましたが、今後は定例会前に本会議の日程のお知らせを開始したいと思います。まずは、明日、一般質問者の順番を含む本会議日程をお知らせしようと思います。

以上、ご報告いたします。よろしく願います。

議長 報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願います。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長 12月1日午後に行われますJT-60SA運転開始記念式典に関しまして、事務局から3点ほどご連絡をさせていただきます。

1つ目、当日のスケジュールでございますが、午前10時から本会議で一般質問等を行いまして、正午で散会になる予定です。記念式典の受付が午後1時から1時半まで、場所は多目的ホールになります。午後2時から3時20分頃まで記念式典、その後、午後の4時から5時までの1時間程度、JT-60SAの見学会が予定されております。その後、京成ホテルのほうへ会場を移しまして、午後の6時半から8時まで懇談会の予定となります。

2つ目、移動手段でございますが、市役所から那珂研究所まで市のバスを運行させていただきます。運行は、那珂研究所までの片道のみとなります。午後1時に東玄関前、視察なんかでお集まりいただくところですけれども、そちらに集合、出発となりますので、ご希望の方はご利用いただければと思います。那珂研究所から水戸京成ホテルまでは貸切りバスが運行されます。那珂研究所を午後5時に出発になります。京成ホテルから那珂研究所へ戻るバスは運行されませんので、ご注意ください。懇談会につきましては飲酒を伴う会合となりますので、飲酒される場合、お帰りは水郡線等の公共交通機関のご利用をお願いいたします。

最後に、入構時の本人確認ですとか受付ができるだけ簡単に済むよう、事務局のほうからも出欠等を取りまとめまして那珂研究所のほうにご連絡をさせていただくことになりました。出欠やバスのご利用など、個別にお伺いしておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

連絡は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

この件に関し、何か確認したいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ほかになければ、この件について、以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。大変長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

閉会(午後0時21分)

令和6年1月26日

那珂市議会議長 萩谷 俊行